

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 7 年 5 月 2 3 日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 佐々木 悟

1 業務概要

(1) 業務名

一般国道 4 5 0 号遠軽町 遠軽上湧別道路 3 工区その 3 用地測量業務

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

用地測量 延長 0.70km 面積 1.89ha

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 1 1 月 1 2 日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領 (昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 北海道内に営業拠点 (本店、支店又は営業所) を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領 (平成 12 年 12 月 19 日付け北開局工第 333 号) 第 27 条の規定に基づく指名基準による。

なお、保有する技術職員の状況、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒093-8544 北海道網走市新町2-6-1

北海道開発局網走開発建設部契約課入札スタッフ

電話0152-44-6149 電子メール hkd-ab-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和7年5月23日から令和7年7月4日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、09時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和7年5月23日09時00分から令和7年6月2日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年7月4日12時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和7年7月4日12時00分。提出先は、上記3(1)に同じ。

開札は、令和7年7月9日09時00分北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2

項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。